

朝霞市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、及びこれを推進するため、朝霞市まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 創生本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口問題対策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に関すること。
- (3) その他人口問題及び総合戦略に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、部長級職員をもって充てる。

5 市長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者のほか、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 創生本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

2 創生本部の会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 本部長は、必要に応じて専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて創生本部の下部組織として、部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 創生本部の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。